

# 2025年度 奨学金貸与生募集について

看護師養成施設（看護大学・看護師養成学校等）を卒業後、医療法人 鉄蕉会（亀田メディカルセンター）に就職を希望する方に対して、審査のうえ奨学金を貸与し学生生活をサポートします。

## □ 対象者

- ① 看護師養成施設（助産師育成課程除く）に在学中の者。
- ② 心身健全、成績ともに良好な者。

□ 貸与金額 : 月額 50,000円

## □ 看護師養成校／貸与期間／返済免除／他

下記表の通りとする。但し、留年・休学等の場合には、速やかにその旨を申し出、返還する事とする。

在籍校	貸与期間(最長)	貸与期間	返済免除期間
4年制：大学・専門	2年次以降(3年間)	3年	3年
3年制：短大・専門	2年次以降(2年間)	2年	2年
2年制：高等学校専攻科	1年次以降(2年間)	1年	

## □ 返済免除条件／他

卒業後、看護師免許を取得し右表の期間、医療法人 鉄蕉会（亀田メディカルセンター）に勤務した場合は、奨学金返済が免除されます。

## □ 応募書類

- ① 奨学金貸与願
- ② 履歴書
- ③ 健康診断書
- ④ 成績証明書

## □ 応募方法

QRコードリンク先よりお申込みいただくか、

問合せ先メールアドレスへ、氏名・住所・連絡先を記載の上「奨学金貸与希望」の旨ご連絡ください。

→応募書類①・②を看護師採用推進室より送付 → ③・④を同封し、下記問合せ先にご郵送

## □ 選考方法 : 面接・作文

## □ 選考日・会場 :

奨学金選考日	応募締切日	会場
2024年11月16日(土)	11月6日(水)	亀田総合病院
2024年12月14日(土)	12月4日(水)	亀田総合病院

2025年1月以降にも、2回～3回の選考日設定を予定しています。  
日程が決定次第、改めてご案内いたします。

- \* 上記「奨学金選考日」は、同日に病院見学会を実施しております。奨学金お申し込みの際し、是非病院見学会にご参加いただき、ご受験くださいます様お願いいたします。  
既に病院見学会をされている方は、WEB面接でのご受験も承っております。
- \* 上記日程にもご都合が合わない場合はお問合せください。
- \* 本選考は2025年度の貸与生(2025年4月以降開始の貸与)向けのご案内となります。  
2026年度(2026年4月以降開始の貸与)の募集要項は、2026年4月以降改めてご案内致します。

## □ 問合せ先

- ✉ [saiyo.ns@kameda.jp](mailto:saiyo.ns@kameda.jp)  
(メールでのお問合せにご協力ください)  
☎ 0120-27-3140  
(8:00～17:00/日祝日除く)

## □ 書類等送付先

〒296-8602 千葉県鴨川市東町929番  
亀田メディカルセンター看護師採用推進室



奨学金試験お申込フォーム



E-Mailアドレス



看護師リクルートサイト

※奨学金貸与規定抜粋※

(選考時期)

第4条 選考時期は原則として以下のとおりとする。

初年次分貸与・・・鉄蕉会の定める所定日に、成績証明書及び面接により実施

継続貸与・・・・・・鉄蕉会の定める所定日に、成績証明書等の評価と必要に応じ面接を実施

(貸与の中止)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、鉄蕉会理事長は直ちに奨学金の貸与を中止する。

- (1) 貸与の辞退を申し入れたとき。
- (2) 第3条の規程による不採用の決定があったとき。
- (3) 留年または休学したとき。
- (4) 退学又は除籍（死亡の場合を除く）により学校学籍を失ったとき。
- (5) 鉄蕉会採用試験において不採用となったとき。
- (6) 奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。
- (7) 本規程及び学則その他の諸規則に違反する等、鉄蕉会理事長が奨学金の貸与を不相当と認めるとき。
- (8) 死亡したとき。

(返還)

第10条 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号に該当したときは、それまでに貸与を受けた奨学金に利息を加算した額を、「奨学金返還請求書」（様式第5号）により定める「返還期限」までに一括返還しなければならない。ただし、第14条第2項に該当するときは、一定額免除後の額を一括返還する。

- (1) 第9条第2号から第7号に該当したとき。
- (2) 学校卒業後、直ちに常勤の看護師として指定病院に勤務しないとき。ただし、亀田医療技術専門学校 助産学科または亀田医療大学大学院 助産コースに進学するものであって、卒業後、指定病院に勤務する意思がある場合を除く。
- (3) 第14条第1項（1）に定める返還免除勤務期間の勤務をせずに指定病院を退職したとき。

(利息の計算)

第11条 奨学金を返還すべき場合に加算する利息の額は、次により計算する。

- (1) 利息計算の対象期間は、貸与した日の属する月の翌月から返還事由を生じた日の属する月までを月単位で計算する。
- (2) 利息の額は、貸与した奨学金の各月毎に、次の算式で算出した額の合計額とする。  
奨学金の貸与月額×貸与月数×5／100×1／12
- (3) 前号の計算結果100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。